

洪水に関する避難確保計画 (作成例)

<作成の前に>

作成例は、避難確保計画を作成するための必要事項を記載しています。

以下の内容を参考に、記載内容については、施設の種別や組織体制などに合わせて加除・修正をお願いします。

黄色マーカー：施設の状況により特に変更すべき箇所

→修正後、黒字にしてください

点線枠：記入にあたっての解説となりますので、作成後は削除してください

※消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「洪水時の避難確保計画」の項目を追加しても構いません。

施設名：○○○○

作成：令和2年○月

市 受 理 印	
------------------	--

目 次

- 1 計画の目的
- 2 計画の報告
- 3 計画の適用範囲
- 4 当施設の避難対象の災害
- 5 防災体制に関する事項
- 6 情報収集及び情報伝達
 - (1) 情報収集
 - (2) 情報伝達
- 7 避難誘導に関する事項
 - (1) 避難方法
 - (2) 避難基準
 - (3) 避難の実施
 - (4) 施設周辺や避難経路の平常時の点検
- 8 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 9 防災教育及び訓練の実施に関する事項
 - (1) 防災教育
 - (2) 防災訓練

別図 1 立ち退き避難（最寄りの避難場所等）への避難経路図

別図 2 屋内安全確保（施設内の避難場所）への避難経路図

別図 3 自衛水防組織 組織図

屋内安全確保を図る施設（区分A）は、別図1は不要
立ち退き避難を要する施設（区分B）は、別図1.2が必要
自営水防組織が組織化されていなければ、別図3は不要

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を上越市長へ報告する。

3 計画の適用範囲

本避難確保計画は、当施設に勤務する職員（以下「施設職員」という。）及び施設を利用する全ての者（以下「利用者等」という。）に適用する。

【施設の状況】

施設の規模や利用者数等に応じた計画を作成する。
利用者数が曜日や時間帯によって変動する場合や従業員数が少なくなる夜間や休日の対応についても留意する。

人数			
平日（昼間・夜間）		休日（昼間・夜間）	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 ○名	昼間 ○名	昼間 ○名	昼間 ○名
夜間 ○名	夜間 ○名	夜間 ○名	夜間 ○名

夜間の利用者等が不在の場合は、夜間の欄は削除する。
(実態に応じて要修正)

4 当施設の避難対象の災害

災害の種別	対象河川名及び想定浸水深
洪水	○ ○ 川、○ ○ 川 ○m

河川名、想定浸水深
↓
対象施設一覧表を確認

5 防災体制に関する事項

【防災体制】

対応要員	任務の内容
情報収集要員	テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、施設周辺状況の把握や被害情報などを収集し、避難誘導要員に必要な事項を報告・伝達する。
避難誘導要員	避難準備・高齢者等避難開始等の情報が発令された場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容及び対応要員等を検討し、記載する。

体制	判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	次のいずれかに該当する場合 ・大雨警報又は洪水警報発表 ・〇〇川で水防団待機水位を超過 ・台風接近が予想される場合 ・大雨が予想される場合	気象情報等の情報収集 台風、大雨情報の情報収集	情報収集要員
警戒体制	次のいずれかに該当する場合 ・〇〇川で氾濫注意水位を超過 ・〇〇川の避難準備・高齢者等避難開始の発令	気象情報、河川水位情報等の情報収集	情報収集要員
		利用者等の関係者への連絡	情報収集要員
		使用する資機材の準備	避難誘導要員
非常体制	次のいずれかに該当する場合 ・〇〇川で避難判断水位又は氾濫危険水位を超過 ・避難勧告又は避難指示（緊急）の発令	関係機関等への連絡・通報	情報収集要員
		施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※台風の接近など、あらかじめ洪水等の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直職員の増員や各種サービス・施設運営の中止などを検討するとともに、各職員の役割分担を再確認する。

※夜間に注意体制を確立することを想定し、職員の増員（参集）を検討するなど、避難体制を整える。

6 情報収集及び情報伝達

洪水予報等の情報収集を開始する体制及び避難誘導を開始する体制については、必ず設定する。

(1) 情報収集

情報収集要員は、気象情報、注意報・警報、避難情報について、下記に示す方法により、情報を収集し、避難誘導要員及び利用者等へ必要事項を報告・連絡する。また、災害発生の前兆現象や被害の情報を入手した場合は速やかに、市役所又は消防署へ通報する。

「誰が」、「何を」、「どうやって」収集・伝達するかを明記する。
(自ら情報収集することが必要)

【主な情報及び収集方法】

収集する情報	収集方法	担当者	職員への共有方法
気象情報・河川水位情報	テレビ、防災ラジオ(戸別受信機) インターネット ・新潟地方気象台 ・国土交通省) 川の防災情報 ・新潟県河川防災情報システム ・市の安全メール	情報収集要員	口頭 館内放送 メール

収集する情報	収集方法	担当者	職員への共有方法
避難情報 ・避難準備・高齢者等避難開始 ・避難勧告 ・避難指示（緊急）	緊急速報メール、防災行政無線、テレビ、 防災ラジオ（戸別受信機） 、インターネット	情報収集要員	口頭 館内放送 メール

※施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認する。

(2) 情報伝達

夜間や休日の従業員の勤務状況を踏まえ、緊急時における連絡体制（連絡網及び連絡方法）及び利用者の関係者への連絡方法をあらかじめ定めておく。

「**施設内緊急連絡網**」に基づき、また館内放送等を用いて、気象情報、洪水予報等の情報及び体制の確立状況を施設内関係者間で共有する。

【関係機関等 連絡先】

必要に応じて連絡先を加除・修正し、施設を所管する担当課を記載する。

機関名・施設名			
防災関係機関	新潟県〇〇課	-	-
	上越市危機管理課	526-5111	526-5061
	上越市〇〇課	526-5111	-
	上越消防署	544-0119	544-1125
	上越警察署	521-0110	
施設関係機関	屋外避難場所（〇〇〇〇）	-	
	例 〇〇病院	-	
ライフライン	電気	東北電力	0120-175-366
	水道	上越市ガス水道局	025-522-5512
	通信	NTT東日本	0120-444-113

（医療機関）外来診療を中止する場合には、すみやかに診療中止の掲示を行い、県医師会や関係機関に外来診療を中止する旨を連絡する。

7 避難誘導に関する事項

立ち退き避難：最寄りの避難場所や近隣の安全確保ができる建物名を記載
屋内安全確保：施設内の部屋を記載（例）2階 会議室

(1) 避難方法

区分	避難先	留意点
立ち退き避難 (最寄りの避難場所等)	〇〇〇〇 (別図1 避難経路図のとおり)	<ul style="list-style-type: none"> 原則、徒歩により避難するものとする。 徒歩での移動が困難な人については、職員が車にて移動させる。 施設からの避難完了確認のため、避難誘導要員は、名簿等を用いて未避難者の有無を確認する。
屋内安全確保 (施設内の避難場所)	〇階 〇〇室 (別図2 避難経路図のとおり)	<ul style="list-style-type: none"> 徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。 避難誘導要員は、名簿等を用いて未避難者の有無を確認する。

【屋内安全確保（施設内の避難場所）の留意点】

屋内安全確保を図る場所は別図のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険だと判断した場合、屋内安全確保を図るものとする。

移動が困難な要配慮者は、移動に伴うリスクが高いことから、避難場所への適切な移動手段が確保できない場合や事態が急変した場合に備え、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」がとれるよう、緊急度合いに応じて対応することが望ましい。

(2) 避難基準

市からの避難情報に基づく判断

市から避難に関する情報の発令があった場合に、避難を開始する。

・避難開始基準：〇〇川に対する「避難準備・高齢者等避難開始」の発令

なお、気象台からの気象情報や中小河川の氾濫等により施設周辺が危険だと判断した場合は、躊躇なく避難を開始する。

(3) 避難の開始

避難に当たっては、避難開始を口頭または館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、施設職員、利用者等に速やかに周知する。

(4) 施設や避難経路の平常時の点検

ア 施設の日常の点検

施設内での移動時に支障となる物がないか確認し、支障物は事前に移動しておく。

イ 避難経路の点検

あらかじめ、〇〇〇〇（最寄りの避難場所等）までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、平時から職員間で情報を共有する。

8 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資機材については、下表「資機材等一覧」に示すとおりである。

これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

資機材は、保有状況に応じて追加・削除する。（数量含む）
夜間の避難を行うことが想定される場合は、必要な設備を備える。

【資機材等一覧】

活動の区分	使用する設備又は資機材
情報収集・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> スマートフォン・携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> 防災ラジオ（戸別受信機） <input type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> 電池
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（施設職員、利用者等） <input type="checkbox"/> 拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯電話バッテリー <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> 常備薬 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 照明器具 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 大人用紙おむつ <input type="checkbox"/> 施設内避難のための水・食料・寝具・防寒具

9 防災教育及び訓練の実施に関する事項

(1) 防災教育

施設管理者は、洪水の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対して研修を行うよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

- ・避難場所及び避難経路（安全確認）
- ・避難情報の収集及び施設利用者への伝達体制
- ・避難情報の種類と必要な行動
- ・職員間の連絡体制
- ・避難判断・誘導の方法
- ・本避難確保計画の周知徹底

(2) 防災訓練

毎年〇月に施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その主な訓練は次のとおり

- ・情報収集及び伝達
- ・避難判断
- ・避難訓練（利用者に応じた避難手法、避難方法など）

避難を円滑かつ迅速に確保するためには、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直すことが必要となる。

(3) 訓練の実施時期

訓練は、出水期前に行うとともに、下記も含め年間概ね〇回行う。

- ・新規採用職員の研修及び訓練を実施する。新規採用職員の訓練は全職員を対象とした訓練と同時に実施することを基本とする。

※地震や火災を想定した訓練を実施している施設においては、当該訓練の実施をもって、洪水時の避難の確認を兼ねるという意図から、本計画に基づく訓練に代えることができる。
(ただし、災害種類によって避難場所等が異なる場合は、施設職員への周知や洪水時の避難に関する研修を別途実施すること)

別図 1

立ち退き避難（最寄りの避難場所等）への避難経路図

施設外避難場所： 

< 避難経路図 >

避難経路図は、施設周辺地図に

①施設の場所、②避難場所、③避難経路を記載する

・洪水ハザードマップ等には、避難経路となる道路の他、浸水箇所や土砂災害の危険箇所等も記載されているので、それらを参考に安全な避難経路を設定する

・悪天時でも避難可能なルートとなっているか

・内水氾濫や土砂災害のおそれのある地域やアンダーパス、豪雨時に通行止めとなるようなルートを回避しているか

・夜間の行動が求められる場合、夜間であることによる危険な経路となっていないか

別図 2

屋内安全確保（施設内の避難場所）への避難経路図

施設内避難場所： 

< 避難経路図 >

避難経路図は、施設の平面図等に

①避難場所、②避難経路を記載する

- ・施設の〇〇室への避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。
- ・施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。
- ・施設館内の避難経路は施設内のエレベータおよび中央階段とする。
- ・停電時にはエレベータ停止することに留意する。

別図 3

施設職員の体制、勤務体制等を考慮して、
必要な人員が確保できるように組織図を作成する（任意）
（不要の場合は、別図 3 を削除）

自衛水防組織 組織図

